



花園診療所 健康友の会

ご入会のおすすめ

花園診療所健康友の会は 1957 年 8 月に結成されました。

友の会は、地域丸ごと健康づくりをめざして、診療所とともに医療や介護、社会保障や平和を守る取り組みを進めています。

千葉民医連の病院、診療所、福祉施設の発展に協力しています。

友の会に入会いただくと特定健診の内容を充実させたり、お安く受診することができます。また、インフルエンザ等の予防接種も割引で受けられます。

お楽しみ交流

友の会旅行
春のつどい
フラワーサロン
(おしゃべり会)
班会



サークル

カラオケ
絵手紙
軽トレッキング



健康づくり

青空健康チェック
健康体操
各地域での話し合い等

ボランティア活動

清拭布づくり
バザー等
友の会たよりの発送



千葉民医連

「千葉県民主医療機関連合会」
無差別、平等の医療と福祉の実現を
めざして医療活動をしています

会費は、年間800円、ご家族はおひとり100円です。

お問い合わせ、お申し込みは診療所窓口まで

☎043-272-7200

花園診療所健康友の会入会申込書

年 月 日

ご住所	〒 千葉市 区	☎ ()	会費 円
フリガナ 氏名	フリガナ ご家族	領収印	
年 月 日生	年 月 日生	取扱者	

花園診療所健康友の会会則

- 第1条 この会は花園診療所健康友の会といいます。
- 第2条 この会の所在地を花園健康会館内(花見川区花園 2-8-25)に置きます
- 第3条 この会は花園診療所と協力し、会員の生命と健康を守ります。そのために次のことを行います。
- 1) 花園診療所の活動を広く紹介するとともに、勤医協・病院・診療所・事業所の建設に協力します。
 - 2) 会員相互の親睦を図り、また広く地域の人々に保健衛生知識を普及する活動を行います。
 - 3) 会員の生活や医療に関する相談・機関紙の発行などの活動を行います。
 - 4) その他必要に応じた活動を行います。
- 第4条 この会の目的に賛同し、入会を申し込んだ方を会員とし、会費は本人が年 800 円、家族は年 100 円とします。
- 第5条 この会を運営するために次の機関を置きます。
- 1) 総会
 - 2) 役員会
- 第6条 総会は会長が召集し、会の方針と予算を立て、決算を承認し、役員を選出します。
- 第7条 役員会は年 4 回以上開きます。会の日常業務を処理するために事務局を置きます。
- 第8条 この会に次の役員を置き任期は 1 年とします。
- 1) 会長 2) 副会長 3) 役員数名 4) 事務局長 5) 会計監査 2 名
- 第9条 この会の発展のため支部を置くことができます。
- 第10条 この会の運営は会費で賄います。会計年度は 1 月より 12 月までとします。
- 第11条 会則変更は総会で決めます。